

申16号

「就業規則等の改正について」に基づく「労働条件に関する協約」及びの「就業規則」の改正についての申し入れ

提出!!

東労組本部は「就業規則等の改正について」の提案を受けました。

今提案では、「保存休暇」制度の改正や「配偶者出産休暇」の新設、配偶者の海外転勤帯同を目的とした「自己都合休職」の休職期間の変更および有期雇用契約者の無期転換への対応をするため、就業規則等を改正するとしています。その目的については「すべての社員が活躍できる企業風土の醸成と多様な働き方を実現するとともに、配偶者の海外転勤等によりこれまで離職をせざるを得なかった社員の雇用継続等を目的」としています。

労働人口が減る中でいかに働く人を確保し、働きやすい会社をつくっていくのかという視点は大切です。一方で、この間も議論してきていますが、多くの職場で年次有給休暇が取得しづらい環境になっています。労働者が年次有給休暇を取得できる職場をつくるのが重要であり、ただ保存休暇の累積日数を増やしただけでは意味がありません。大切なのは、これらの制度を活用することで働きやすい会社をつくることであり、その結果「生産性の向上」につながるようになると考えています。

したがって下記のとおり申し入れますので、会社側の真摯な回答を要請します。

記

1. 今回改正する「労働条件に関する協約」及び「就業規則」の項目、内容を示すこと。
2. 今回、就業規則等の改正を行う会社の問題意識や目的、根拠を明らかにすること。
3. 有期雇用から無期雇用の変換した後の定年の考え方や昇進・昇給、退職金の扱いなど、労働条件について、考え方を明らかにすること。
4. 今回の就業規則等の改正に伴う変更点をどのように周知・教育するのか明らかにするとともに、周知・教育を徹底すること。
5. 今回の就業規則の変更に伴い、制度利用を申告できる職場環境を作ること。また、年休の取得ができる職場をめざすこと。

働きやすい職場を守るため団結しよう!!

